

労働基準法第 113 条の規定による公聴会における公述要旨

○公聴会開催日時：平成 26 年 7 月 18 日（金）14：00～15：00

○公述人公述要旨

公益側代表

上島 通浩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ  
（名古屋市立大学大学院医学研究科教授）

労働者側代表

南部 美智代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ  
（日本労働組合総連合会副事務局長）

使用者側代表

山口 広美・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ  
（一般社団法人日本化学工業協会環境安全部部長）

○労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）  
（命令の制定）  
第百十三条 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、公聴会  
で労働者を代表する者、使用者を代表する者、及び公益を代表する者の意  
見を聴いて、これを制定する。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱（女性労働基準規則の改正に係る部分）  
についての公述要旨

公述人 上島通浩（名古屋市立大学大学院医学研究科教授）

〈スチレンに係る改正について〉

- 改正の内容については、賛成である。
- 今回の改正案は、スチレンが有機溶剤中毒予防規則上の有機溶剤として規制されていたものを、発がんの恐れにより特定化学物質障害予防規則の適用を受けることになる変更に伴い、女性労働基準規則における取扱いを規定し直すものである。
- 女性労働基準規則における規制の根拠となる生殖毒性に関する知見には、規制内容を見直す必要を示すような変化は生じていない。
- 今回の改正案において、女性労働者の就業に関する規制の内容は従来と実質的にほぼ変わらず、労働衛生学的側面からは改正案の内容に問題はないと考える。

〈テトラクロロエチレンに係る改正について〉

- 改正の内容については、賛成である。
- 今回の改正案は、テトラクロロエチレンが有機溶剤中毒予防規則上の有機溶剤として規制されていたものを、発がんの恐れにより特定化学物質障害予防規則の適用を受けることになる変更に伴い、女性労働基準規則における取扱いを規定し直すものである。
- 女性労働基準規則における規制の根拠となる生殖毒性に関する知見には、規制内容を見直す必要を示すような変化は生じていない。
- 今回の改正案において、女性労働者の就業に関する規制の内容は従来と実質的にほぼ変わらず、労働衛生学的側面からは改正案の内容に問題はないと考える。

〈トリクロロエチレンに係る改正について〉

- 改正の内容については、賛成である。
- 今回の改正案は、トリクロロエチレンが有機溶剤中毒予防規則上の有機溶剤として規制されていたものを、発がんの恐れにより特定化学物質障害予防規則の適用を受けることになる変更に伴い、女性労働基準規則における取扱いを規定し直すものである。
- 女性労働基準規則における規制の根拠となる生殖毒性に関する知見には、規制内容を見直す必要を示すような変化は生じていない。
- 今回の改正案において、女性労働者の就業に関する規制の内容は従来と実質的にほぼ変わらず、労働衛生学的側面からは改正案の内容に問題はないと考える。

## 女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱についての公述要旨

公述人

日本労働組合総連合会

副事務局長 南部 美智代

### 1. 省令改正について

スチレン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレンを特定化学物質障害予防規則の対象物質に追加することは妥当である。2011年に取りまとめられた「母性保護に係る専門家会合」報告書において、上記3物質については生殖毒性があると判断され、既に有機溶剤中毒予防規則の適用対象物質に指定されているが、2013年に行われたリスク評価によって、新たに発がん性についてもリスクが高いと判明したことについて、速やかに改正すべきである。

### 2. 今後の要望について

- 作業環境が「第3管理区分」とならないよう、換気等十分な対応を行うことが原則である。作業環境測定によって濃度管理を確実に実施するとともに、発がん性について全ての労働者に十分に情報を周知する必要がある。
- 省令の改正にあたっては、法令の遵守はもちろんであるが、使用者の理解不足や過剰対応によって、女性の就労が必要以上に制限されないためにも、使用者および労働者、産業保健関係者、関係団体等に対する省令改正内容の周知徹底が、速やかかつ十分に行われるよう要望する。
- 今回のリスク評価は従来行われている「ばく露実態調査」に基づく詳細なものではなく、簡易なリスク評価手法に基づいたものである。今後詳細なリスク評価を実施し、有機溶剤業務以外での業務でリスクが高いことが判明した場合は、遅滞なく省令改正が行われることを期待する。
- 今後、女性労働基準規則の対象外の物質について、生殖毒性や発がん性等の有害性が明らかになった場合においても、適宜遅滞なく省令改正が行われることを期待するとともに、有害情報について十分に周知することを要望する。

以上

## 女性労働基準規則の一部改正についての公述意見

平成 26 年 7 月 18 日

一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 山口広美

今回の改正は、印刷業界における胆管がん発症問題に対して有機溶剤中毒予防規則で規制している化学物質のうち発がん性の恐れのある物質の規制を見直したことに関連したものと理解しております。厚生労働省による平成 24 年の女性労働基準規則の一部改正に引き続き、適用物質の発がん性に関する有害性に基づき有機溶剤中毒予防規則による規制から特定化学物質障害予防規則による規制に強化されたことは、専門家等による化学物質のリスクに基づいた適切な検討結果によるものであり、化学物質を取り扱う産業界として適切に対応措置を取らなければならないと考えております。今回の改正内容について化学産業界における労働安全衛生の立場から、いくつか意見を申し上げます。労働安全衛生上の化学物質のばく露対策は、GHS 分類の結果に基づく化学物質の危険有害性情報と実際の労働現場におけるばく露実態に基づいた曝露量によるリスク評価と管理が基本です。川上から川下に至るまで隈なく有害性情報が提供され、その情報と労働者のばく露量をもとにリスク評価を実施し、その結果をベースとして科学的根拠に基づき進められるべきです。そのためにも有害情報の迅速な更新と提供体制、並びに、化学物質を使用する側の積極的な取得への常なる努力が必須であり、今後とも最新かつ信頼性の高い有害性情報等をベースとした速やかな法改正とともに、丁寧な改正内容の説明及び情報伝達等の促進をお願いいたします。

### 意見、要望

- ◆ 化学物質の危険・有害性については、GHS 分類の結果に基づいて、これまでの考え方と同じロジックで、今後も継続的かつ速やかな女性則への適用をお願いします。
- ◆ 化学物質の有害性については、科学的根拠を明らかにしつつ、実際のばく露実態データ等に基づいた規制を進めるべきであり、今後も生殖毒性についてはより綿密に精査し、具体的にどのような影響があるか等を今後も十分に検討頂たくをお願いします。
- ◆ 今般、SDS 提供が義務化されている物質については、リスクアセスメントが義務化される方向にあることから、化学物質の危険有害性情報に関するデータベースの整備を推進し、信頼性の高い情報をいつでも取得可能な仕組みづくりを推進するとともに、中小規模の企業に対して簡易なリスクアセスメン

ト法の提供と積極的な活用の普及等をお願いします。

- ◆ 今回の規制改正による女性の就労機会の損失は軽微と考えておりますが、前回同様、十分な周知期間、リスクコミュニケーション等の情報伝達の間等々を設けて頂きたいをお願いします。また、今回の改正内容の把握は容易ではないと考えますので、丁寧な説明または理解の容易なパンフの発行等を要望します。
- ◆ 今回の改正とは直接的な関係はありませんが、昨今の労働力不足は深刻化しつつあり、女性の労働力の一層の活用が望まれていると考えております。女性労働基準規則による女性の保護、特に母性に係る保護は極めて重要であります。女性の就労機会の損失なきよう、さらには、女性労働力の積極的な活用と男女共同参画社会の一層の促進に向け、引き続き環境づくり等を期待しております。

最後に、厚労省等関係各位には、労働安全衛生活動につきまして今後とも継続的にご指導、ご支援を賜りたくよろしく願いいたします。